

信用金庫法施行規則第十六条の二第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件

改正案	現行
<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。)(第二十一条に定める海外拠点をいう。以下同じ。)(を有しない信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額(自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額をいう。)(及び補完的項目の額(自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額とする。</p> <p>(国際統一基準行)</p> <p>第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額(自己資本比率告示第三十四条に定める基本的項目の額をいう。)(及び補完的項目の額(自己資本比率告示第三十五条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額とする。</p> <p>2 前項の補完的項目の額の算出にあたっては、自己資本比率告示第三十五条第一項第一号に掲げる額は考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額についても基本的項目の額を超えない額とする。</p>	<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 信用金庫又は海外営業拠点(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成五年三月大蔵省告示第六十二号。以下「自己資本比率告示」という。)(第一条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。)(を有しない信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額(自己資本比率告示第十条に定める基本的項目の額をいう。)(及び補完的項目の額(自己資本比率告示第十一条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額とする。</p> <p>(国際統一基準行)</p> <p>第二条 海外営業拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額(自己資本比率告示第二十八条に定める基本的項目の額をいう。)(及び補完的項目の額(自己資本比率告示第二十九条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額とする。</p> <p>2 前項の補完的項目の額の算出にあたっては、その他有価証券について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当す</p>

る額は考慮しないものとし、その場合の補充的項目の額についても
基本的項目の額を超えない額とする。